

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について

市立藤水小学校

	〈1〉 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報、または、気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合	〈2〉 大雨、洪水、波浪、高潮などの各警報または大雨、洪水、強風などの注意報が発表された場合
始業前	<u>◎午前6時の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、休校とします。</u> <u>（午前6時以降に警報が解除されても、1日休校となります。）</u> <u>◎午前6時までに警報が解除された場合は、通常どおり授業・給食を実施します。</u> ＊下校時刻や給食の有無などについて変更の可能性もありますので、必ず「マチコミメール」で確認してください。 ＊警報が解除されていても、通学路が危険な場合など危険が予想される場合は、休校とする場合があります。 ＊給食施設の停電により給食が提供できない場合は、午前中の3限の授業を行って、下校します。	通常どおり授業を実施します。 ＊登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。
登下校時	① 校内にいる児童を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応を行います。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導するなど、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。）	通常どおりの登下校とします。
在校時	① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ② 児童を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨などの状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 安全に帰宅することが困難である場合は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において児童を保護します。 ④ 児童を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、以下を参考に措置を状況により判断します。 (ア) 通常の下校 (イ) 教職員の引率による集団下校 (ウ) 保護者の出迎え、通学路途中での保護者への引渡し、地域などから協力を得た見守りなどでの下校 (エ) 保護者の出迎えまで学校で保護	通常どおり授業を継続します。

【始業前】
 【登下校時】
 【在校時】
 とも、各学校、地域の状況により危険が予見された場合は、その段階で校長の判断のもと保護者と連絡をとりながら、適切な措置を講じます。

※「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

- (1) 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
- (2) 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校などの措置を継続します。

いずれの場合も、「マチコミメール」（メール配信）で連絡しますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。